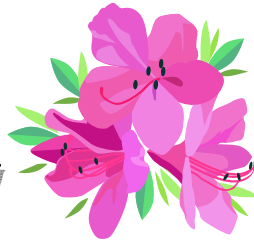


西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2006年5月号

爽やかな5月。

新入社員の皆さんも職場になれて、ほっと一息でしょうか。

今月は労災と年金の被保険者期間を調べるお話です。



5月号目次

☆労災保険関係成立票って何？

☆年金加入記録を閲覧してみました



☆ 労災保険関係成立票って何？

4月号では、労災の保険料率が変わりましたよというお話をしましたが、今回も労災保険関連のお話です。

京都市内、この頃工事現場がやたらと目に付くと思いませんか？あそこでも、ここでも新築工事。やっぱり、景気は回復しているのでしょうか？

そんな工事現場で、白い四角の「労災保険関係成立票」という看板が掛けられているのをご覧になったことはありませんか？

あの看板は、労働者災害補償保険法で建設の事業者には義務付けられている、この工事には労災保険が掛けられていますよ！ということを証する印しです。

労災保険は、雇用保険や健康保険のように従業員個人個人に掛けられているものではなく、その事業所が、その事業に掛けるものです。労災の保険料率は、その職種によって異なります。

労災事故が多い職種は保険料率が高いですし、事故が少ない業種は保険料率も低いです。また、その保険料率も職種が同じなら全く同じというわけではなく、過去3年間の災害の実態に応じて40～30%の幅で上げ下げされます。これをメリット制と申します。労働災害防止に努力した事業主さんには、保険料を少し安くして上げますよというものです。

一般建築事業は、比較的保険料率の高い職種で、1000分の15（因みに小売業は1000分の5）です。この保険料率をその事業の賃金総額に掛けたものが労災保険料ということになります。

（裏面に続く）

労災保険でカバーできるのは、仕事場で起きた労働災害、その仕事場への移動中に起きた通勤災害、そして労働災害を防止するための二次健康診断のための給付の三種類。そして労働福祉事業として、労災事故で被害に遭われた方のための、社会復帰支援事業、労災就学児援護事業、労働条件確保事業も実施しています。

今回法律の改正で、仕事場から次の仕事場への移動も通勤災害として認められることになりました。

労災保険関係成立票が掲示されているということは、万が一の事故の場合、労災からの給付として療養費、休業補償、万が一障害を負った場合やお亡くなりになった場合のための年金が保証されていますよということなのです。

西尾雅枝社会保険事務所では、各種年金のご相談をお受けしています。機密性のある独立した相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

☆ 年金加入記録実際に閲覧してみました！

<https://www3.idpass-net.sia.go.jp/neko/action/z0401>

上記 URL は、社会保険庁の年金個人情報提供サービス申し込みページです。

3月31日からサービスが開始されているこのページで、早速パスワードとIDを申請してみました。

4月1日に申し込んで実際に郵便でパスワード&IDが送られてきたのは4月15日でした。早速パソコンから、社会保険庁のホームページにアクセス。IDとパスワードを入力すると、加入制度毎（厚生年金と国民年金）ごとに記録の確認ができます。

特に厚生年金は、毎年8月に定時決定される標準報酬月額の変遷がわかって感無量でした。

将来的には年金の見込み額もこのページから確認できるようになるそうです。

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

